



28農政第457号

平成29年(2017年)2月8日

一般社団法人長野県宅地建物取引業協会会長 様

長野県農政部農業政策課長

個人住宅の転用面積に係る取扱いについて（通知）

農地法第4条及び第5条による個人住宅の転用面積については、「農地転用許可基準の運用について」（昭和55年10月1日付け55農地第306号農政部長通知。以下「運用通知」という。）を一部改正し、平成28年4月1日から運用通知に基づく基準面積を撤廃したところです。

この運用通知の一部改正については、特に、菜園付き住宅に係る農地転用の取扱い等について数多くの問い合わせが寄せられていることから、別添のとおり「個人住宅の転用面積に係る取扱い」を整理し、取扱いを明確化しました。

つきましては、お手数ですが、貴会員への周知を図っていただき、引き続き農地法の適切な運用が図られるようご配慮をお願いします。

長野県農政部農業政策課農地調整係  
（課長）中村 正人（担当）根本久美子  
電話：026-235-7214（直通）  
FAX：026-235-7393  
E-mail：nosei@pref.nagano.lg.jp